



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年7月14日火曜日 第2689号

◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示（3件）.....（森林整備課）... 712
 保安林の指定施業要件の変更に係る掲示（2件）.....（ " ）... 713
 構造計算適合性判定の委任（5件）.....（建築住宅課）... 714
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 715
 指定障害児通所支援事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 715
 指定障害児通所支援事業の廃止.....（ " ）... 715
 指定居宅サービス事業者の指定.....（ " ）... 716
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 716
 指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 716
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 716
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 717

告 示

○愛媛県告示第905号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成27年3月愛媛県告示第371号及び第372号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年7月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
喜多郡内子町大瀬中央23、90	寺岡フユ	森林所有者
喜多郡内子町大瀬中央66	喜多郡大瀬村丑698番地2 酒井光好	"
喜多郡内子町大瀬中央45 56から4558まで、4562	松山市南斎院町1429番地1 田中佐登美	"
喜多郡内子町大瀬中央47 49	神奈川県厚木市妻田東三丁目 10番18-401号 古川富憲	"
喜多郡内子町大瀬中央47 78、4778の2	喜多郡大瀬村子118番地 新田安藏	"
喜多郡内子町大瀬中央48 12、五百木2879、2880	喜多郡内子町内子3474番地 森田安則	"
喜多郡内子町大瀬中央49 20	松山市土居田町643番地 明智昭生	"
大洲市河辺町北平2645	喜多郡河辺村大字北平乙4195 番地 本山マサヨ	"

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第906号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成27年3月愛媛県告示第371号及び第374号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年7月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
喜多郡内子町石畳3268	喜多郡内子町大字石畳4080番地 岡本徳衛	森林所有者
喜多郡内子町石畳3279	喜多郡内子町大字石畳甲1509 番地 西本勇記	"
喜多郡内子町大瀬北1814、 1816、3001、3041の2、 3041の3、3049	喜多郡内子町大字大瀬辰780 番地 西岡宏	"
喜多郡内子町大瀬北3033、 3054	喜多郡内子町大字大瀬辰698 番地 富士実	"
喜多郡内子町大瀬北3034	喜多郡内子町大字大瀬辰781 番地 富永安江	"
大洲市河辺町北平4611、 4617、4619、4684、4703 から4707まで	喜多郡河辺村大字北平乙2827 番地 栗田増雄	"
大洲市河辺町北平4618	喜多郡肱川村大字北平甲2827 番地 栗田増男	"
大洲市河辺町北平4620	上浮穴郡浮穴村大字北平乙28 27番地 栗田重男	"

大洲市河辺町北平4685	上浮穴郡浮穴村大字小屋103番戸 菊 地 ヨ シ	"
大洲市河辺町北平4688、4689	喜多郡河辺村大字北平乙2827番地 栗 田 正 春	"
大洲市河辺町北平4701	喜多郡河辺村大字北平186番戸 寄 本 安次郎	"
喜多郡内子町石畳1964、1990	喜多郡内子町大字石畳2100番地 宮 本 義 友	"
喜多郡内子町石畳1972、1973	喜多郡内子町大字石畳2020番地 奥 田 欣 衛	"
喜多郡内子町石畳1975、1977	東京都世田谷区宮坂三丁目 4番 1 - 504号 石 村 美 樹	"
喜多郡内子町石畳1976	村 中	"
喜多郡内子町石畳1979	喜多郡内子町大字石畳2075番地 政 岡 章	"
喜多郡内子町立石2810	松山市泉町115番地 5 大 野 正 男	"
喜多郡内子町本川3741の1	亀 岡 保 利	"
喜多郡内子町本川3747の1、3747の3	井手本 政 邦	"
喜多郡内子町大瀬中央6673の2	喜多郡大瀬村字917番地 松 本 五郎衛	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第907号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成27年3月愛媛県告示第373号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
喜多郡内子町石畳4566の2	喜多郡内子町大字石畳4560番地 松 井 俊 範	森林所有者
喜多郡内子町石畳4575の2	喜多郡内子町大字石畳4520番地 窪 田 鹿 夫	"

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第908号

保安林の指定施業要件の変更(平成27年3月愛媛県告示第260号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町下畑地丁85	大阪市港区新池田町二丁目3番地3 村 上 忠 光	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第909号

保安林の指定施業要件の変更(平成27年3月愛媛県告示第260号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町成字川ノ上307の3	大阪府堺市石津北町9番地 山 本 類 男	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第910号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
株式会社愛媛建築住宅センター
愛媛県松山市宮田町186番地 4
- 2 業務区域
愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
本 社	愛媛県松山市宮田町186番地 4
東 予 支 店	愛媛県西条市大町1412番地 2
南 予 支 店	愛媛県大洲市東大洲459番地 3

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6月 1日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日
平成27年 6月 1日

○愛媛県告示第911号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
一般財団法人日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台 5丁目 8番 1号
- 2 業務区域
愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
一般財団法人日本建築総合試験所構造判定センター	大阪府大阪市中央区内本町 2丁目 4番 7号

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6月 1日

- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日
平成27年 6月 1日

○愛媛県告示第912号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿 1丁目 8番 1号大橋御苑駅ビル 6階
- 2 業務区域
愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
本 社	東京都新宿区新宿 1丁目 8番 1号大橋御苑駅ビル 6階
東 北 事 務 所	宮城県仙台市青葉区本町 2丁目 10番 28号カメイ仙台グリーンシティ 3階
福 島 事 務 所	福島県郡山市中町 11番 5号やまのいビル1003号室
埼 玉 事 務 所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2丁目 2番 3号さいたま浦和ビルディング 3階
神 奈 川 事 務 所	神奈川県横浜市西区北幸 2丁目 3番 19号日総第 8ビル 8階
愛 知 事 務 所	愛知県名古屋市中区栄 4丁目 14番 2号久屋パークビル 7階
山 陰 事 務 所	島根県松江市中原町 6番地
岡 山 事 務 所	岡山県岡山市北区内山下 1丁目 3番 19号成広ビル 2階
広 島 事 務 所	広島県広島市中区八丁堀 15番 6号広島ちゅうぎんビル704-2号室
愛 媛 事 務 所	愛媛県松山市三番町 7丁目 13番 13号ミツネビルディング601号室
佐 賀 事 務 所	佐賀県佐賀市駅前中央 1丁目 9番 38号いちご佐賀ビル704号室
長 崎 事 務 所	長崎県長崎市万才町 3番 4号長崎ビル 8階
宮 崎 事 務 所	宮崎県宮崎市川原町 5番 10号ミネックス川原 8階
鹿 児 島 事 務 所	鹿児島県鹿児島市西千石町 11番 21号鹿児島MSビル 2階B号室
沖 縄 事 務 所	沖縄県浦添市牧港 5丁目 6番 8号沖縄県建設会館 4階

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6月 1日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日
平成27年 6月 1日

○愛媛県告示第913号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社
神奈川県横浜市中区山下町1番地
- 2 業務区域
愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
東京御茶ノ水事務所	東京都千代田区神田駿河台2丁目8番
横浜事務所	神奈川県横浜市中区高島2丁目19番12号

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6月 1日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日
平成27年 6月 1日

○愛媛県告示第914号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所

一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地

- 2 業務区域
愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
本 部	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
大 阪 事 務 所	大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6月 1日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日
平成27年 6月 1日

○愛媛県告示第915号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年 7月14日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成27年 7月 3日
- 3 指定道路の位置
四国中央市川之江町字八反田1067番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.07メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第916号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成27年 7月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100631	一般社団法人愛キッズ	東温市樋口甲87-2	渡 部 史 紀	児童発達支援	発達支援ルーム愛キッズ	松山市松末2丁目1-50	平成27年 7月1日
3850100631	一般社団法人愛キッズ	東温市樋口甲87-2	渡 部 史 紀	放課後等デイサービス	発達支援ルーム愛キッズ	松山市松末2丁目1-50	平成27年 7月1日

○愛媛県告示第917号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 7月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100557	株式会社 Crew	沖縄県国頭郡金武町字金武4348-2	渡 部 史 紀	児童発達支援	発達支援ルーム愛キッズ	松山市松末2丁目1-50	平成27年6月30日
3850100557	株式会社 Crew	沖縄県国頭郡金武町字金武4348-2	渡 部 史 紀	放課後等デイサービス	発達支援ルーム愛キッズ	松山市松末2丁目1-50	平成27年6月30日

○愛媛県告示第918号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年7月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社アスレヤマト	デイフィットASRE和とべ	愛媛県伊予郡砥部町重光181番地4	平成27年5月1日	通所介護

○愛媛県告示第919号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年7月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社アスレヤマト	デイフィットASRE和とべ	愛媛県伊予郡砥部町重光181番地4	平成27年5月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第920号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年7月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500432	社会福祉法人 愛隣園	松山市神田町3番19号	佐々木 信 也	居宅介護	ホームヘルプサービスガリラヤ荘	東温市南方1766番地1	平成27年7月1日
3811500432	社会福祉法人 愛隣園	松山市神田町3番19号	佐々木 信 也	重度訪問介護	ホームヘルプサービスガリラヤ荘	東温市南方1766番地1	平成27年7月1日

○愛媛県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年7月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 田 稔	松山市北条940番地

北 尾 幸 一	松山市北条1109番地1
伊 田 憲 弘	松山市北条479番地1
豊 田 英 一	松山市北条819番地
森 田 浩 敏	松山市北条362番地8
森 田 務	松山市北条561番地3
高 橋 次 雄	松山市北条516番地
野 田 繁	松山市北条924番地2
監 事 越 智 眞之助	松山市北条452番地6
野 村 峯 雄	松山市北条512番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 田 稔	松山市北条940番地
"	北 尾 幸 一	松山市北条1109番地 1
"	伊 田 憲 弘	松山市北条479番地 1
"	豊 田 英 一	松山市北条819番地
"	森 田 治 敏	松山市北条362番地 8

"	森 田 務	松山市北条561番地 3
"	高 橋 次 雄	松山市北条516番地
"	北 尾 安 弘	松山市北条983番地
監 事	越 智 眞之助	松山市北条452番地 6
"	野 村 肇 雄	松山市北条512番地 1

○愛媛県告示第922号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 7月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
27中局建（開）第15号 平成27年 7月 3日	伊予郡松前町大字昌農内字天王649番 2、649番 3	松山市古川北 2丁目 9番24号 プライムクラニア301号 喜 安 伸 祐